

令和7年度山形県森林審議会 議事録

1 日 時 令和7年12月19日(金) 午後2時00分から午後3時20分

2 場 所 山形県自治会館 401会議室

3 出席者

【森林審議会委員】14名中12名出席

芦谷竜矢、出井裕之、大泉みどり、熊谷由美子、黒田三佳、佐藤景一郎、
忠鉢春香、高橋栄美子、内藤いづみ、(野木桃子)、野堀嘉裕、添谷稔、
松田賢、(四柳徹也)

委員14人中 12人出席 ※ () は、欠席委員

うち議事録署名人： 出井裕之、松田賢

【県】16名

4 議事

[事務局(司会)]

お待たせいたしました。定刻前ですが皆さんお揃いですので、ただいまより令和7年度山形県森林審議会を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます、森林ノミクス推進課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日の審議会は、野木桃子委員と四柳徹也委員が所用により欠席となっております。委員14名中12名のご出席をいただいておりますので、山形県森林審議会運営要綱第3条に定める過半数の出席により、本審議会が成立しておりますことをご報告いたします。なお、事務局におきまして、森林ノミクス推進課長の笠井と主幹の坂本が体調不良のため欠席させていただいておりますので、ご了承お願いいたします。それでは開催にあたり、農林水産部高橋部長からご挨拶を申し上げます。

【高橋農林水産部長あいさつ】

農林水産部長の高橋でございます。森林審議会の開催に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日は皆さん年末のお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から森林・林業・木材産業の振興に格別のお力添えをいただき、重ねてお礼を申し上げます。

さて関係者の皆様と一丸となって取り組んでおります「やまがた森林ノミクス」につきましては、これまで再生林の推進、県産木材の需要創出・供給体制の強化、さらには人材育成、林工連携など川上から川下までの総合的な施策を展開してまいりました。こうした取り組みにより、令和6年の県産木材の生産量は55万^m³、再生林面積は153ヘクタールとなるなど、着実に成果が表れております。また最近の動きとして、皆様も報道等でご覧になっているかと思いますが、庄内海岸林の松くい虫の被害が令和6年に過去最高になりましたが、令和7年はさらにそれを上回る見込みでございます。庄内の海岸林については、庄内地域の生活者、あるいは農業者、様々な面において、防風

林として大きな役割を担っておりますので、県としましても非常に危機感を持っております。沿岸、市町、あるいは国有林もございますので、林野庁様とも連携しながら、松くい虫対策にしっかり取り組んでいかなければいけないと考えております。

またその他の動きとしては、昨年4月に東北農林専門職大学森林業経営学科が開学し、本年度からは第1期生である2年生が臨地実務実習を開始しており、本日まで出席の皆様にもご協力をいただきながら進めているところでございます。現在、1期生と2期生を合わせて17名が意欲的に森林業を学んでおり、高度な技術と経営力を備えて森林業を牽引するような人材の育成に力を注いでいるところです。また、県では今年の3月に「第5次農林水産業元気創造戦略」を策定し、その柱の中にも、「やまがた森林ノミクスの加速化」を掲げてより一層推進に取り組んでいくこととしておりますので、皆様方の更なるご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本日の審議会は、地域森林計画の変更についてご審議いただくほか、林地開発許可、保安林の指定・解除についても報告させていただきます。委員の皆様にはぜひ忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。本日はどうぞよろしくお願いたします。

[事務局（司会）]

ありがとうございました。それでは次第に従いまして議事に入ります。当審議会運営要領第4条により、会議の議長は野堀会長をお願いいたします。それでは、会長から一言ご挨拶をいただいてから、議事の進行をお願いいたします。

<野堀会長>

野堀です。座ったままで失礼します。10月中旬に日本山岳会の仲間4人で、中国の雲南省と湖南省を回ってきました。景勝地だけですが、1ヶ所目は玉龍雪山という高山で、氷河のある山です。約5,600mのところには山頂があり、途中ロープウェイや歩道を使って、4,700mくらいまで登ってきました。季節的に見られませんでした。氷河の末端周辺ではブルーポピーが咲く場所を見ました。2ヶ所目は虎跳峡といって、揚子江が幅10mくらいまで狭くなる場所です。断崖絶壁標高差数百メートルのところを急流が流れていて、虎が跳ねて向こうへ渡っているところらしいというところを見ました。誇張した話でしょうけど。虎跳峡といえます。3ヶ所目は映画アバターの撮影現場でもあった武陵源です。岩峰がたくさん立ち並んでいるところで、溪谷沿いではメタセコイアが自生しているところを見ました。大変いい勉強になりました。メタセコイア以外にはスギの亜種も生えていて、日本のスギとそっくりでした。一方で、標高の高いところではマツ類が多く、薬剤を樹幹注入しているようでした。どう見てもザイセンチュウ病だなと感じました。これは皆さんご承知の通り、もとはアメリカに起因するものですが、日本バッシングの材料になればいいなと思って少し首が涼しい気がしました。森林資源全体を見ますと、どこに行っても大量の森林があるということを感じてきました。その反面、建物に木材が使われているのは民族村みたいのところだけで、それ以外の建物はほとんどコンクリートでした。内装材も木材はあまり使われておらず、やはり中国は石の文化だなと強く感じられました。日本と関係が深いこの頃問題になっているというのは非常に残念だなと思っています。

そんな話はさておいて、今日の審議会では暫時議長を務めさせていただきます。本日の議事につきましては報告事項が2件、審議事項が3件となっています。円滑な議事進行に皆様のご協力をぜひお願いしたいと思います。初めに、山形県森林審議会運営要綱第5条の定めによる議事録署名人を指名いたします。議事録署名人として出井裕之委員、それから松田賢委員の御両名をお願いいたします。よろしくお祈いします。それでは議事の(1)報告事項に入ります。初めに、報告事項ア「林地開発の許可について」、事務局から報告をお願いします。

報告事項

ア 林地開発の許可について

[事務局：丹野森林保全主幹]

「林地開発の許可」について、資料1により説明。

<野堀会長>

ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関しまして何かご質問ご意見等ありましたらお願いします。出井委員。

(出井委員)

変更許可の5件について、開発行為に係る森林面積が増加したのもも減少したのもも含めて、5件とも許可期限の延長とあるのですが、延長の主な理由はどのようなものなのでしょうか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：丹野森林保全主幹]

はい。延長については、主な目的が土砂等の採掘ですので、その採掘計画に基づいた延長ということになります。土砂の採掘については採石法の許可とあわせて延期をしているということになります。

<野堀会長>

出井委員よろしいですか。

(出井委員)

当初計画で想定していた期間に対して、途中何か起きたことによる延長なのか、それともまた別な理由があるのかわかりますでしょうか。

[事務局：丹野森林保全主幹]

区域が増加しているところについては、区域の増加に伴い採石する量も増やしていくことになるため、採石に係る期間が延長したということになります。

(出井委員)

やっていく中で様々な事情が発生して、それに伴って延長したということで理解してよろしいですか。

[事務局：丹野森林保全主幹]

はい。

(出井委員)

わかりました。ありがとうございます。

<野堀会長>

よろしいですか。むしろ面積の縮小の方が気になりますが、これの理由はこういったものでしょうか。

[事務局：丹野森林保全主幹]

現地を測量し直した結果、面積が縮小したというものになります。

<野堀会長>

わかりました。ありがとうございます。他にご意見ご質問はありますか。内藤委員。

(内藤委員)

4番につきまして、私も会議に参加させていただきましたが、違反行為に対する是正については、今回は林野庁からの助言である、協力が受けられる場合にはこれを積極活用すべきという考えのもとに今回は変更手続きで済んでいます。会社の真意というのは不明であり、勝手に開発をしてしまってから後で協力するという姿勢に転換する形をとれば、違法行為もまかり通ってしまうというふうになると思います。林野庁の助言のレベルではなく県としても違法行為を許さない毅然とした対応を今後は考えていくべきと考えています。また、今回の件は確か会議の席上で、県側も現地検分をおろそかにしていてなかなか強く言えない現状もあったと記憶しております。今回を契機に開発行為の現地検分を定期的に行うように努めていただきたいと思います。ただマンパワー不足ということはやはり否めないところもあって、大きな課題だとは認識しております。以上です。

<野堀会長>

はい、貴重なご意見ありがとうございます。事務局よろしいですか。

[事務局：丹野森林保全主幹]

この昨年の4番の件につきましては、許可の条件として、通常いただくことになっている状況報告のほかに、GNSS 測量という GPS 測量の精度のいいものの測量図面と、その時点のドローン等による航空写真も添付するように条件をつけて、それを確認して進めているところでございます。

<野堀会長>

はい、内藤委員よろしいですか。ありがとうございます。他にご意見ご質問等ありませんでしょうか。ないようでしたら次に進みたいと思います。続きまして、報告事項イ「保安林の指定および解除について」、事務局から報告をお願いします。

報告事項

イ 保安林の指定および解除について

[事務局：丹野森林保全主幹]

「保安林の指定および解除」について、資料2により説明。

<野堀会長>

ありがとうございます。ただいまの報告に関しましてご質問を受けたいと思います。何かありますでしょうか。よろしいですか。

ご質問ご意見ないということですので、次に進めさせていただきます。次、議事の(2)審議事項に入ります。はじめに諮問を受けております、審議事項ア「最上村山森林計画区における地域森林計画の変更について」から、審議事項ウ「庄内森林計画区における地域森林計画の変更について」まで、一括して審議したいと存じます。事務局から説明をお願いします。

審議事項

ア 最上村山森林計画区における地域森林計画の変更について

イ 置賜森林計画区における地域森林計画の変更について

ウ 庄内森林計画区における地域森林計画の変更について

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

「最上村山森林計画区における地域森林計画の変更（案）」、「置賜森林計画区における地域森林計画の変更（案）」、「庄内森林計画区における地域森林計画の変更（案）」について、資料3により説明。

<野堀会長>

ありがとうございました。ただいまの説明に関しましてご質問ご意見等をお受けしたいと思いません。はい、佐藤委員どうぞ。

(佐藤委員)

一点教えていただきたいのですが、変更の理由で、現地調査による反映や官行造林地は割とよくわかるのですが、施業履歴の反映というのがよくわからないので、意味を教えていただきたいです。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

ご質問ありがとうございます。施業履歴の反映については、現地調査等による反映と少し似ていますが、空中写真などから想定して机上で確認した元々の森林法上に面積について、実際現地で施業して実測した結果、差が生じて、面積が増減したものになります。なお、現地調査等の反映については、航空レーザーの成果や空中写真、現地に行ったときに確認したりなど、施業に伴わない様々な調査によって得られた変更をこちらに入れております。

<野堀会長>

佐藤委員いかがですか。

(佐藤委員)

森林簿の面積と航空写真ではかなり違っているということだと思いますが、最上村山で11.16ヘクタールも違うものでしょうか。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

場所によるかと思いますが、地籍調査などが行われていないような地域においては、それなりの差が出る場合がございます。

(佐藤委員)

そうですか。最上はほとんど地籍調査が行われているので、差があまりないですけど、他の地域は、例えば村山とかはあまり調査が行われていないのでしょうか。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

村山におきましては、地籍調査が行われている市町村としていない市町村がありますが、まだ進んでいないところが多いという状況になっております。

(佐藤委員)

将来的には地籍調査をして面積が確定すると、この理由はなくなるということでしょうか。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

そう認識しております。

<野堀会長>

はい、ありがとうございます。他にご質問ご意見等ありましたら挙手お願いします。芦谷委員。

(芦谷委員)

6 ページの計画量の変更のところにある、社会要請というのは具体的にどういうところから来るのか教えていただけませんか。

<野堀会長>

事務局お願いします。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

社会要請については、地元の所有者などから要望が上がってきたところについて県で調査した結果、水源涵養保安林などに指定すべき場所であると判断して、指定を計画した箇所でございます。

(芦谷委員)

ありがとうございます。あとは議会とかそういうところからなのでしょうか。市町村議会とかから来るのか、個人から来るのか、どちらなのでしょう。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

地元の所有者や財産区などの団体からお話をいただいたところになります。

(芦谷委員)

わかりました。ありがとうございます。

<野堀会長>

ありがとうございます。他にご質問ご意見ありますか。はい、内藤委員どうぞ。

(内藤委員)

ページ5の林道の開設および拡張について、全計画区で開設が全く増えないことが非常に残念に思われるし、庄内計画区では拡張もないのはどういう理由なのでしょう。森林環境譲与税を受けている市町村に委ねているのか、市町村自体もマンパワー不足でなかなか対応に窮しているとする、抜けてしまう部分がないのか県民としては非常に不安に思います。数日前の日経新聞でも森林環境譲与税が使い道に窮しているということが記載されていましたが、その辺り教えていただけるとありがたいです。

<野堀会長>

はい、事務局お願いします。

[事務局：丹野森林保全主幹]

5 ページの林道等の開設量についてですが、今回の計画変更においては増減がありませんが、10 年間の計画量としては県内で 26 路線ということになっております。

<野堀会長>

実際には進められているということですね。

[事務局：丹野森林保全主幹]

そうですね、開設の方は計画的に進めております。

<野堀会長>

内藤委員よろしいですか。他にご意見ご質問等ございますか。出井委員いかがですか。

(出井委員)

治山事業について、昨年7月の大雨によって最上庄内で大きな被害が出たわけですが、その被害の状況からするともう少し多く対応してもらいたいなと感じていたのですが、治山事業については災害関連予算等で別途いろいろ対応していると思うので、その対応状況などを簡単に教えてくださいたいです。

<野堀会長>

はい、事務局お願いします。

[事務局：丹野森林保全主幹]

はい、昨年の7月の大雨で被災箇所かなりあったわけですが、保全対象を見て重要なところを災害関連事業ということで実施しておりまして、その保全対象の優先順位をつけながら計画的に実施しているところです。人家に近いようなところは早急に対応しておりまして、そちらについては計画を上げておりますけれども、出井委員がおっしゃるように、それ以外のところも様々出てくると思いますので、そちらについては今後また見直しをしながら、計画的に追加の変更をさせていただきたいと考えております。

<野堀会長>

よろしいですか。

(出井委員)

ありがとうございます。わかりました。

<野堀会長>

他にご意見ご質問ありませんでしょうか？松田委員いかがですか。

(松田委員)

今の話の続きで、進捗状況というのは大体何%ぐらい改善されているのでしょうか。

[事務局：丹野森林保全主幹]

昨年大雨で災害関連事業として、緊急治山事業というものがあまして、そちらで対応しております。最上庄内で9ヶ所の事業を実施しております、今8ヶ所の工事を実施しているところです。もう1ヶ所につきましては、業者がなかなか手が回らないということもあり、今後また入札をかけて進めてまいりたいというところです。

<野堀会長>

はい、ありがとうございます。他にご質問ご意見等ありませんでしょうか。この頃、林野火災も含めて自然災害が増えてきているように感じますので、この変更手続き等が非常に重要な意味を持ってくると感じます。今のは単なる意見ですけど、他にご質問ご意見ありますでしょうか。黒田委員いかがですか。

(黒田委員)

別の話題で発言したいことがあるので、またの機会で大丈夫です。

<野堀会長>

わかりました。添谷委員はいかがですか。

(添谷委員)

特にありません。

<野堀会長>

審議事項に関するご意見ないようでしたら答申に移ってよろしいですか。他に修正ご意見ないようですので、審議事項のアからウにつきましては適当であると認めて答申してよろしいでしょうか。ありがとうございます。修正意見はなしということで、答申させていただきたいと思います。それでは以上で審議事項を終了いたします。これで本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様のご協力をいただき心より感謝します。議長の務めを終えさせていただきます。どうもありがとうございました。

[事務局（司会）]

野堀会長、円滑な議事進行ありがとうございました。それでは次第の4「その他」に移ります。皆様から何かございませんでしょうか。黒田委員お願いいたします。

(黒田委員)

はい、黒田三佳と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。まずはじめての方もいらっしゃると思いますので、私の前提をお話しますと、私の家の周りには平地林が50ヘクタールほど続いています。これを踏まえて、2ページの森林計画制度の体系とあわせてお話しします。いま私が森に住んでいると言うとクマの問題を必ず聞かれるので、今日はそのことに触れるべきかなと思い、お話をさせていただきます。この森林審議会の中では、市民の暮らしの安心・安全を守るために、専門チームだけでなく、実際に暮らしている方たちが手をかけて守っていただける状態を作ることがとても大事だと思います。最近も森を買って欲しいと言われて買いましたが、実は森林ではなく農地でした。山形にはこのような場所が多くあります。私の家の周りも見目は森林ですが、登録は農地になっており、歴史を遡ると、江戸時代からの名残でどこまで継承されてきたのか判然としないケースが多いのです。近年は木が生えて森林となっているにもかかわらず、森林として登録されていないため農業委員の管轄になり、必要な保全ができない場所が多くあります。そうやって人間が決めたことで人間が困るのはおかしな話です。そこで、現況を踏まえて地目変更をスムーズに進めることが重要だと考えます。例えば、心ある有志が森林整備を行おうとする際に、地目よりも現況を優先できれば作業がしやすくなります。

もう一つの課題は、多くの場所が複数の所有者にわかれていることです。そこを保全していこうとしても他人の所有なので、非常に難しいところがあります。法務局に行って調べて、一軒一軒訪ねたりしましたが、なかなかたどり着かないこともあります。こういうことは山形ではあるあるなのだと言われましたが、この状況を放置するのは残念ですから、これからに向けて県として整備を進めないと、害獣などの問題にもつながると考えています。せっかく森林審議会に森林ノミクスという取組みがあるので、現状に即し、未来を見据えた計画を立てて、安心して暮らせる環境づくりを宣言し、何か実行できればと思います。私が代表を務める「里山の森の幼稚園研究会」の活動や、デンマークでの森のようちえんの経験、鶴岡の森の保育研究所や新庄市の副市長に頼まれた森の幼稚園フォーラムなどのつながりから、森林の活用には教育や保育など多様な分野が関わっていることがわかります。今までのことを踏襲していくのではなくて、前向きにこれからやっていくということ、例えば、「半農半X」ではなくて、「半林半X」でやっていく人がいたり。50ヘクタールという広大な森を整備しようとして、地域の有志が立ち上がってくれたときに、それをエンカレッジしていけるような、そういう県であるような仕組みを、山形県から一歩でも踏み出していきたいと思います。有志が立ち上がった「夢のある里山作りの会」というものがあるのですが、森と緑の推進機構の多面的機能発揮事業に応募して2ヘクタールの整備を行った結果、その地域ではクマが出なくなりました。やはり手をかけると効果があることを実感しました。私も当初は放棄された森を1人で、草刈り機を担いで整備していましたが、こうした取組みが広がれば、ゼロ歩よりも一

歩が大きな前進になります。本会議で、現場で動ける人を支援し、エンカレッジできる仕組みをぜひ作っていただきたいと思います。長くなり失礼しました。

[事務局（司会）]

黒田委員ありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

[高橋農林水産部長]

黒田委員から非常に貴重なご意見いただき、ありがとうございます。現況が森林になっていても、実際に地目を見ると、農地であったり、畑や水田であったりするケースが非常に多くあります。これは全国的な動きですが、特に水田については地目が変更されない理由の一つに、水稻の作付面積に関する計画が関係しています。作付計画のベースになるのは、いわゆる水田台帳に登録されている農地としての水田面積であり、そのうち何%を水稻の作付に充てるかを示すことになるためです。したがって、闇雲に水田という地目を林地や原野に変更してしまうと、水稻の作付ができなくなると判断する市町村の方も実際にいます。そうした点も課題となっています。また、今農業委員のお話もいただきましたけども、農業委員会にも現況に合わせて積極的に非農地と判断するよう促しており、現在は全県でそのような動きが進んでいます。ただ一方で、なかなか現場確認が行えず変更が進まないケースも多く見受けられます。これは我々の課題だと認識しておりますので、黒田委員からもありましたように、現況に合った地目に整えていきたいと考えています。農地でなければ活用できる事業も出てくると思いますので、その点も工夫しながら進めていきたいと思っています。

(黒田委員)

ありがとうございます。今も私が整備した森には、幼稚園などからオファーがあって、皆さん遊びにいらっしやいます。森に暮らすということに憧れて移住した方も数名いらっしやいますので、前向きに楽しく、山形の森での暮らしを安心安全なものにしていけたらいいなと思います。ありがとうございました。

[事務局（司会）]

大泉委員お願いします。

(大泉委員)

今の黒田さんの話の中で、地目の問題とともに、所有者の問題があると感じました。相続がきちんと整理されていないために所有権が枝分かれしてしまい、所有者を探すのが非常に大変なケースがあると思います。中には末端の所有者が国外にいることもあります。例えば道路を拡張するときそういう土地があった場合は、県では収用委員会にかけると思うのですが、民間の案件は委員会にかけられないということはないと思います。相談された場合に、県が関与して収用委員会にかけるという流れはないのでしょうか。これまではなかったのかもしれませんが、今後そのような動きはできないのでしょうか。

[事務局：櫻井課長補佐（森林経営管理担当）]

収容委員会での取り扱いについては、私も存じてないところではありますが、森林においては、森林経営管理制度という新たな制度が令和元年にできており、所有者不明の森林があった場合に市町村が公告などの手続きをして森林整備をすることができることになっています。地目の問題などはありますが、問題を解決した場合には現況に合わせてなるべく地域森林計画の区域に入れるようにしておりますので、森林になった場合、民有林になった場合には森林経営管理制度を使って市町村を通じて森林整備をするということができると思っていただけだと思います。

（大泉委員）

ありがとうございます。わかりました。

[事務局（司会）]

芦谷委員お願いいたします。

（芦谷委員）

私も黒田委員のお話に対し少し関連するところがあるのですが、クマの問題について触れておく必要があると思ひ、質問というよりお願いがあります。先ほど出井委員がおっしゃったとおり、適切な森林整備が行われていれば発生しなかった問題が、まさに現在クマの問題として表れていると考えています。しかし、一般市民の中には「森の整備」と「クマの出没」を結びつけて考えられていない方が少なからずいます。極端な例では「クマを全滅させろ」といった意見を述べる方もまだいる状況です。そこは行政として正確に説明・周知する必要があると思ひますので、何らかの形で積極的に発信していただきたいと思ひます。

また、クマの問題と同様に、森林の病虫害対策についても県は非常に素晴らしい取り組みをされていますが、県民一般には十分知られていないことが多いです。森林行政の取り組みをもっと県として広くアピールしていただきたいと思ひます。また、木材利用に関しても、木を使うと自然を破壊するというイメージを持つ方は以前より減ってきましたが、それでも山の木を切ることに抵抗を感じる方も少なからずおられます。こうした誤解や抵抗感を解消するために、引き続き丁寧な情報発信が必要です。例えば抵抗性のマツの品種開発や育種園など、県では素晴らしい取り組みをやられています。そういう取り組みを積極的にアピールしていただくとともに、森林関連の研究や施策に対して十分な予算配分を行っていただきたいと要望します。私はセンターや高度技術センターのアドバイザーを務めています。予算の規模に大きな差があると感じます。森林研究や関連事業など、予算の裏づけをもっと強化していただいて、予算をつけていただきたいということを要望します。以上です。

[事務局：佐藤森林活用推進主幹]

はい、ご意見ありがとうございます。この予算につきましては、今まさに予算の要求中でありまして、確固たるお約束ができないという状況でございますが、できるだけ頑張って森林整備に関する予算を要求してまいりたいと考えております。ありがとうございます。

[高橋農林水産部長]

私からも失礼します。先日、松くい虫の件で現場で意見交換をした際に、まさに委員から言われたように、松くい虫の病気とはどういうものか、どのような対策が必要なのかというようなことが、一般の県民の方でわかっていない人が非常に多いと感じました。そこの理解が進まない、特に海岸林のような生活者が住んでいる脇にあるようなところの対応は難しいのではないかと思います。我々県がしっかり取り組まなければいけないことだと思っておりますので、引き続き木材の利用や森林病害対策という形で県民の方々への情報提供など、わかりやすい情報の発信に努めていきたいと考えております。

[事務局（司会）]

ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

(野堀会長)

私からも議長ではなく委員として一言。環境審議会ではクマの問題や水源林整備の問題などを取り上げています。森林審議会では森林ノミクスに関する事項についてやっていて、それぞれ別々に動いているのですが、例えば南陽市の秋葉山の山火事の際にも感じましたけども、一つ一つのセクションごとで議論してはもう間に合わないところに来ていると思います。ですから横断的な連絡会議みたいなものを作って、それがうまく機能できるような仕掛けをどこかで構築しておかないと、先ほどの芦谷先生がおっしゃっていたようなことに対処できないという気がします。それこそ、森林審議会の立場から言うと、クマが出てくる対策を、森林整備に任せておいたら何とかなるという発想では手に余る、もうその段階ではない、次の段階までいっていると思います。それから冒頭の挨拶でも言いましたが、中国でザイセンチュウが蔓延し始めてきて、今時薬剤注入ではもう手に負えない状態になってしまいます。そういうことが目の前に迫っているときは、もっと別のやり方があってもいいのかなという気がしています。それを進めていくことで、黒田委員や大泉委員の意見も反映できるようになってくると思います。一番問題なのは、地籍がはっきりしていないことが原因で森林整備ができないということだろうと思います。これを解決するための何らかの問題提起があってもいいと思っています。今の森林審議会の検討事項の中では、非常にやりにくい構造になっていることが一つの問題かなという気がしています。余計なことかもしれませんが、感想として付け加えておきます。以上です。

[事務局（司会）]

ありがとうございます。他に委員の皆様何かありますでしょうか。黒田委員お願いいたします。

(黒田委員)

一言お礼を言わせてください。山形に移住して暮らしてみても、様々な課題を解決するためにたくさんの方が関わっていて、現場でも県でも様々な取り組みをやってくださっていることがわかって素晴らしいなと思いました。森のようちえんに対して、みどり環境税の方から印刷代をいただいて、幼稚園に何千部という数配りました。その結果、保育の現場で多くの方が心を動かし、それを目掛けて東京から移住された方も複数いらっしゃいます。森林について様々な課題がありますが、ワクワクするところも作っていきたいと思います。ありがとうございました。

[事務局 (司会)]

ありがとうございます。その他皆様からありますでしょうか。内藤委員。

(内藤委員)

公益性の観点から、所有権が不明なところは森林整備や開発ができないという問題があります。一方で、所有権は非常に重要であり、利用・処分は本人の意思が前提です。そのため、どの時点まで遡って確認するかという管理権の問題があります。調査を進めてもそれ以上追えない場合は、市町村の判断で対応し、その部分の整備を進めるという方法が考えられます。あるいは緊急性や保全の必要性といった条件を設けない限り、他人の所有物に対して大きく開発を行うのは、法的に難しい印象があります。これらを踏まえた制度設計が今後の課題だと考えています。

[高橋農林水産部長]

内藤委員のご指摘の通り、特に農地の問題は深刻です。近年、農地の所有権については政府が緩和を進めており、遡ってさらに先の所有者が判明しない場合は、市町村の判断で地目変更などを行い使えるようにする仕組みも整いつつあります。しかし、こうした制度があっても存在を知らなかったり、活用方法がわからなかったりしているケースが多いと感じます。そこで、農業委員会や森林関係者とうこうして意見交換を行いながら、制度を周知し、実際に活用できる体制を作ることが重要だと改めて考えています。今後、そうした点を検討していきたいと思います。

[事務局 (司会)]

ありがとうございます。皆様、その他いかがでしょうか。ないようですので次に移らせていただきます。

それでは閉会の挨拶を森林ノミクス推進課佐藤主幹から申し上げます。

[事務局：佐藤森林活用推進主幹]

本日は年末のお忙しい中ご出席いただきまして、また貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。この森林審議会の委員の任期ですが、今年の12月31日までとなっております。本日出席いただいた委員の皆様でのご審議は本日が最後ということになります。2年間本当にありがと

うございました。今後とも、本県の森林行政に関して、ご意見を頂戴いただければと思いますのでその際はどうぞよろしくお願いいたします。

それではこれもちまして本日の山形県森林審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了 15:20)